

一般社団法人かけはし 倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第 1 条 一般社団法人かけはし(以下、「この法人」という)は、その設立目的に従い、広く社会に貢献すべき責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第 2 条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第 3 条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第 4 条 この法人は、法令及び定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

(私的利益追求の禁止)

第 5 条 この法人の役職員は、社会貢献活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 6 条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

2 総会及び理事会の決議は、特別の利害関係を有する者を除いた上で行わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第 7 条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第 8 条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(規程遵守の確保)

第 9 条 この法人は、別に定めるところによりコンプライアンス委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和 6 年 5 月 10 日から施行する。